

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第44号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課及び教育委員会事務局生涯学習部）

- 1 京都市久世ふれあいセンター図書施設の開所時間を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
午前9時30分から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで。ただし、木曜日（木曜日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、午前11時30分から午後7時まで

- 2 京都市久世ふれあいセンターの使用料の適正化を図る必要があるため、使用料を改定することとしました。

- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、1については令和4年4月1日から、2及び3については同年6月1日から施行することとしました。

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「月曜日及び木曜日（これらの日）」を「木曜日（木曜日）」に、「午前9時30分から午後7時まで」を「午前11時30分から午後7時まで」に改める。

「

円	円	円
10,790	13,820	16,020
8,270	10,790	12,250
830	1,040	1,150
940	1,360	1,460
830	1,040	1,150
200		

別表第2 備考以外の部分中

を

」

「

円	円	円
16,190	20,730	24,030
12,410	16,190	18,380
1,250	1,560	1,730
1,410	2,040	2,190
1,250	1,560	1,730
300		

に改め、同表備考3中「ホールを」の右に

」

「センターで行う催物の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は同年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市久世ふれあいセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課及び教育委員会事務局生涯学習部)